

事務連絡

令和2年4月9日

都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部) 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の治療に際しての医薬品の  
適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、国民健康保険中央会、社会保険診療報酬支払  
基金あて連絡しましたので、参考までに送付いたします。



事務連絡  
令和2年4月9日

国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の治療に際しての医薬品の  
適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて(依頼)

新型コロナウイルス COVID-19 に対する治療法について、現時点において抗ウイルス薬による特異的な治療法はなく、既存の薬剤の適応外使用による治療が検討されています。

診療報酬請求に関する審査に当たり、新型コロナウイルス感染症の治療における薬剤の適応外使用については、診療報酬明細書の摘要欄に記載されている投与の理由(診療の手引き(※)、ガイドライン等における現時点での知見や治療上の有益性と危険性を考慮した上で慎重に使用の適否が判断されたことなど)等も参考に、個々の症例に応じて医学的に判断していただくようお願いいたしますので、都道府県国民健康保険団体連合会及び支払基金の都道府県支部に対し周知方よろしく願いいたします。

なお、本事務連絡の写しを地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)、都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)宛て送付することを申し添えます。

(※ 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版(令和2年3月17日)」では、現在検討されている薬剤について紹介されています。)